

レスキュー広告に注意

トイレや水回りのトラブル、害虫駆除や出先での車の故障など「今すぐの突然手当て」が必要な時、ネット広告での「無料出張」「無料見積もり」を掲げた格安サービスに目が留まります。今回はこのような「レスキューサービス」でのトラブル事例をご紹介します。

▼トイレの水漏れで「見積もり無料」の広告を見て業者に見積もりに来てもらったが、いきなり修理に着手され高額な費用を請求された。(70代・女性)

▼サービス価格「590円～」と安価をうたった害虫駆除サービスを利用したら、サービス着手後に数十万円の見積もり兼請求書を出され、その場での支払いを強要された。(50代・男性)

▼出先での車のバッテリーが上がり、格安価格を提示していたロードサービスに電話をした。来てくれた業者から法外な価格の見積もりの提示があり、契約を断ると高額な出張料の支払いを求められた。(30代・男性)

インターネット上の広告価格はあくまでも参考価格です。契約は必ず見積書を受けてから検討しましょう。契約後、納得できない場合は、代金を支払わないで、まずはセンターに相談しましょう。状況によってはクーリング・オフが検討できるケースもあります。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

(来所相談の受付は16：00まで)

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし) 188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。